

暫定再任用対象者 様

栃木県教育委員会事務局義務教育課長

暫定再任用制度に係る選考説明会の実施について (通知)

このことについて、暫定再任用者の決定等に向け、下記のとおり説明会を実施いたします。
つきましては、説明動画を視聴の上、**「暫定再任用希望者用調書」を期限までに御提出願います。**

記

1 対象者

- (1) 現在、暫定再任用の者または再任用されたことがある者
(ただし、令和 9 (2027) 年 3 月 31 日までに 65 歳に達する者を除く。)
- (2) 令和 4 (2022) 年度末、令和 6 (2024) 年度末及び令和 8 (2026) 年度末定年退職者
- (3) 令和 5 (2023) 年 3 月 31 日以前に退職した者であって、勤続 25 年以上で退職し、退職後 5 年以内の者 (令和 9 (2027) 年 3 月 31 日時点において 60 歳に達している者に限る。)
- (4) 令和 5 (2023) 年 4 月 1 日以降に退職した者であって、勤続 25 年以上で退職し、退職後 5 年以内の者 (令和 9 (2027) 年 3 月 31 日時点において、その者の定年年齢に達している者に限る。)

2 説明会の持ち方

- (1) 全体説明会及び調書の作成について
説明動画を視聴し、「暫定再任用希望者用調書」を作成してください。
- (2) 動画の視聴可能期間について
令和 8 (2026) 年 6 月 12 日 (金) から 6 月 21 日 (日) まで
- (3) 説明動画について
 - ・次の URL 又は二次元コードから動画を視聴してください。

『暫定再任用制度に係る選考説明動画』
<https://youtu.be/UA90oGy3dZo>



※説明動画は、上記の動画の概要欄にリンクを掲載しています。概要欄から動画を選び視聴してください。

- (4) 配付資料 (御準備の上、動画を視聴してください。)
 - ・資料 1 「令和 9 年度暫定再任用制度の概要について (小・中・義務教育学校用)」
 - ・資料 2 「暫定再任用希望者用調書記入要領」
 - ・「暫定再任用希望者用調書」

3 「暫定再任用希望者用調書」の提出及び暫定再任用希望等の報告

- ・暫定再任用を希望する場合は、**各該教育事務所で設定する期限までに、「暫定再任用希望者用調書」を当該教育事務所の担当者に提出してください。**なお、暫定再任用を希望しない場合は、お手数ですが、その旨教育事務所の担当者に報告していただきますようお願いいたします。
- ・県の非常勤講師を希望する方については、1 月頃 (予定) に各教育事務所のホームページ等で別途公開される募集要項に基づき応募していただくようお願いいたします。